

美波町地域情報化について

住民の皆様へ

光ファイバー引込み・告知端末設置工事の申請期限は11月30日までです。

現在、町が進めています地域情報化基盤整備工事（光ファイバー引込み・告知端末設置）についてお知らせします。

負担金0円で工事を行うことができる、申請期限は11月30日までとなっています。この期限以降にお申し込みをいただいた場合、30,000円の負担金が発生しますので、期間内に必ず申請をしてください。

光ケーブルテレビ（地上デジタル放送対応）や光インターネットにご加入される際には、必ず町が行うこの工事を完了していないと加入できません。

告知放送設備設置申請書

★工事時のご注意！

宅内に設置する告知端末及び電話機、宅外に設置するONUについて、必ず工事に伺った業者に取付場所を指定してください。トラブルの原因となります。



ONU



告知端末



郡内無料電話

★申請された方へ

現在、告知端末設置及び光ファイバー引込み工事の取扱い件数が多くなっており、申請されてから連絡が少し遅くなっています。急ピッチで進めていますので、ご協力・ご理解をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 役場総務企画課（☎77-3616）まで。

地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援について

総務省では、経済的な理由などで地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を本年10月1日から受付を開始いたします。

① 支援の対象となるのは？

生活保護世帯などの公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者のいる世帯、社会福祉事業施設入所者の方々と、日本放送協会（NHK）の受信料の全額免除を受けている世帯の方々が対象です。

※既に、地上デジタル放送を視聴されている世帯の方々は支援の対象外です（共同受信施設などで平成21年4月以降に工事が行われた場合には、支援の対象となる場合があります。）。

② 受けられる支援の内容は？

現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」の無償給付を行います。アンテナ改修等が必要な場合にはその支援も行います。

③ 申込み先は？

申込書については、下記の「総務省 地デジチューナー支援実施センター」にお電話をください。発送させていただきます。なお、美波町役場にも設置しています。

④ 支援の開始の時期は？

受付は10月1日から開始します。簡易チューナーの設置等については10月下旬から開始する予定です。

⑤ ご注意いただきたい点

- 支援の申込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。手続きがまだお済みでない方は、なるべくお早めに手続きをとっていただくようお願いします。
- 支援は現物給付ですので、ご自身で購入されたチューナー、アンテナ改修等の費用を清算することはできません。

【お問い合わせ先】 ○地上デジタル放送受信のための支援制度について
総務省 地デジチューナー支援実施センター 0570-033840 (FAXは044-966-8719)
○NHKとの受信契約、受信料免除について
NHK視聴者コールセンター 0570-000588 (FAXは、044-888-4340)